(g)　天然資源に関して、他の関連する専門家パネル（特に決議第千九百八十号（二千十一年）13の規定によりコートジボワールに関して再設立されたもの及び第二千二十一号（二千十一年）4の規定によりコンゴ民主共和国に関して再設立されたもの）と積極的に協力すること。

(h)　渡航禁止及び資産凍結に関するリストへの掲載のために公開されている理由の更新の際には、委員会を支援すること。

6　事務総長に対し、専門家パネルを再任命し、パネルの業務を支援するため、必要な財政上及び安全上の措置をとるよう要請する。

7　全ての国及びリベリア政府に対し、その任務の全ての側面において、専門家パネルと完全に協力するよう要請する。

8　リベリア領域内及びリベリアと近隣諸国間での小型武器の流通を管理する責任は、二千六年西アフリカ諸国経済共同体（ＥＣＯＷＡＳ）小型武器条約に従って、関連する政府当局が負うことを想起する。

9　ＵＮＭＩＬと国際連合コートジボワール活動（ＵＮＯＣＩ）が、小地域的安全保障に寄与するため、リベリアとコートジボワールの国境付近における戦略と活動を定期的に調整する必要性を再確認する。

10　ＵＮＭＩＬがその能力及び展開する地域の範囲内でリベリア政府、委員会、専門家パネルに対して継続している支援が重要であることを言明し、その任務を予断することなく、決議第千六百八十三号（二千六年）を含む従前の決議で定める業務の実施を継続する。

11　リベリア政府に対し、特に地方事務所において、二千九年のキンバリー・プロセス再検討チームによるダイヤモンド採掘と輸出に関する国内管理を強化するための勧告の実施を完了するとともに、天然資源の責任ある透明な管理の改善に取組の焦点をあてるよう要請する。

12　キンバリー・プロセスに対し、専門家パネルとの協力を継続し、リベリアによるキンバリー・プロセス証明制度の実施に関する進展について報告することを奨励する。

13　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○農林水産省告示第百十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十二年一月二十一日農林水産省告示第百八十八号（プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十五年二月十日から施行する。

平成二十五年一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

第四号中「が東京都知事」の下に「又は兵庫県知事」を、「又は東京都知事」の下に「若しくは兵庫県知事」を加える。

別表中「東京都」の下に「昭島市大神町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、上川原町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、昭和町、田中町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、拝島町、松原町、緑町及び美堀町、」を加え、「あきる野市秋川、秋留、網代、油平、雨間、五日市、伊奈、入野、上ノ台、牛沼、小川、乙津、上代継、切欠、草花、小中野、小峰台、小和田、三内、下代継、菅生、瀬戸岡、高尾、舘谷、舘谷台、留原、二宮、野辺、原小宮、引田、平沢、平沢西、平沢東、深沢、渕上、山田及び横沢」を「あきる野市」に改め、「石川町」の下に「、犬目町」を、「戸吹町」の下に「、中野上町、中野山王、中野町、**椚**原町」を加え、「羽（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）」を「羽」に改め、「羽東」の下に「、富士見平」を、「福生市牛浜」の下に「、大字熊川（一般国道十六号線以東で都道七号線以北の地域を除く。）」を、「本町」の下に「、南田園」を、「日の出町」の下に「並びに兵庫県尼崎市常松、常吉、西昆陽、武庫町、武庫の里、武庫之荘、武庫元町及び武庫豊町、伊丹市荒牧、荒牧南、池尻、伊丹、鋳物師、梅ノ木、大鹿、大野、荻野、荻野西、奥畑、春日丘、北伊丹、北河原、北園、北野、北本町、行基町、鴻池、昆陽、昆陽池、昆陽泉町、昆陽北、昆陽南、桜ケ丘、清水、下河原、千僧、高台、中央、寺本、寺本東、中野北、中野西、中野東、中村、西台、西野、野間、野間北、東有岡、東桑津、東野、平松、広畑、藤ノ木、船原、堀池、松ケ丘、瑞ケ丘、瑞原、瑞穂町、緑ケ丘、南本町、宮ノ前及び山田、川西市加茂、久代、栄根、下加茂、寺畑、花屋敷、東久代及び南花屋敷並びに宝塚市安倉北、安倉中、安倉西、安倉南、泉町、伊子志（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）、今里町、金井町、亀井町、口谷西、口谷東、御所の前町、寿町、小浜、高司、高松町、東洋町、長尾町、中筋、中筋山手、中山荘園、中山台、中山寺、雲雀丘、平井、平井山荘、星の荘、三笠町、南ひばりガ丘、美幸町、売布東の町、山手台西、山手台東、山本台、山本中、山本西、山本野里、山本東、山本丸橋、山本南及び弥生町」を加える。

○農林水産省告示第百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市多田字山ノ口二八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字西頭割八三九七の一、八四〇一の二、八四〇五の一、八四二二の一、字八瀬尾九二四五の一・九二八二の二・九二八四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字柏木浦九三〇〇、九三〇一、九三〇五の一から九三〇五の四まで、九三〇八、九三〇九、九三一一、九三一三、九三一七の二、九三二二、九三三三、九三三四の一、九三三七、九三六〇の一、九三六〇の七、九三六九、字中尾一〇九三七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西頭割八三九七の一・八四〇一の二・字柏木浦九三一一・九三一七の二・九三六〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字八瀬尾九二四五の一、九二八二の二、九二八四の一、字中尾一〇九三七の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓字辻四七六の一、字西四〇一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）